世界の幸せをカタチにする。
Creating Peace & Happiness for the World
Musashino University
武蔵野大学 学術機関リポジトリ
Musashino University Academic Institutional Repository

小松原英太郎文相の通俗図書館認識と通俗図書認定制度について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新藤, 透 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2023

小松原英太郎文相の通俗図書館認識と通俗図書認定制度について

新藤　透

1．はじめに

筆者は先に発表した論考2篇で[1)]、政府が発した法令を手がかりとして明治政府、特に文部省の図書館観を検討した。その結果、文部省は基本的に図書館には関心が薄く積極的に振興を図っていないことを指摘した。ところが日露戦後に内務省が推進した地方改良運動で通俗図書館振興が図られると、明治末期になって文部省も漸く図書館に関心を示すようになってくる。

先行研究によると、通俗教育（社会教育）に積極的に取り組んだ文部大臣は小松原英太郎であり、就任直後から通俗教育を重視する発言をしていた[2)]。また小松原たち文部省当局者は、欧米の通俗教育の施設・方法を積極的に日本に取り入れる志向を強く示していた[3)]。日露戦争後に実施された通俗教育振興策に関して小川利夫は下記のように指摘している[4)]。

> 明治後半期は、大逆事件にその最もタンテキな表現がみられるように、社会問題および民衆の思想が極度に「悪化」した時代であり、それに対応して国家権力がその全機構をあげて国民思想の善導と新しい「国民の造成」とに積極的にのりだした時代であった。たとえば、一方においては、内務官僚を中心とする地方改良運動が全国的に展開され、他方においては、一九一一年（明治44年）六月文部省内に、はじめて通俗教育のための独立機関として「通俗教育調査委員会」および「文芸委員会」が設置されたのは、そのために他ならなかった。

在位中の天皇が暗殺された事例は古代の崇峻天皇だけである（592年）。また天皇暗殺計画が露見したことも非常に事例が少なく、建武新政期の西園寺公宗による後醍醐天皇暗殺計画ぐらいであろうか（1335年）。それだけに天皇暗殺が社会主義者によって計画されていたことは、人心を不安にさせるものであった。それゆえ政府は国民思想を「善導」し、新しい「国民の造成」が喫緊の課題になったと小川は説いている。そして思想善導のために通俗教育調査委員会と文芸委員会を設置した、という。

小川と同様の見解は通説となっている。たとえば『日本近代教育百年史』でも、通俗教育振興を図った小松原文相の意図は次の点にあると記されている[5)]。

> 小松原文相の意図は、その施設を通じて「醇良なる国民的精神」を涵養しようとする点にあったが、一方では通俗教育の主旨は学問的成果の通俗平易な方法による普及活動があるとする意見も根強かった。

この文章は久原甫が執筆したものであるが、久原によると通俗教育調査委員会の議論では、①国民道徳の涵養、②学問的成果を通俗平易な方法で国民に普及させる、の2点がみられるというものであった。

しかしながらこのような先行研究に対して佐野誠は次のように指摘している[6)]。

> 日露戦後に国民精神統一が叫ばれ、文部省は国民教化策として思想善導を画策する。本章では通俗教育委員会や臨時教育会議におけるその審議過程を見てきた。しかし徳育主義や復古主義といった思想教化の政策は現実的客観的観点を持つ委員たちの反対に遭い、ものの見事に不発に終わっていた。

佐野は国民道徳を涵養する復古的徳育主義よりも、「文部省が力点を置いていたのは補習学校を中心とした国民教育再編」[7)] であると指摘している。

本稿はこのような先行研究の成果をふまえて改めて検討し、次の点を明らかにしたい。①通俗教育振興が何を契機にして文部省によって始められたのか、②通俗教育振興を図ったとされる小松原文相の通俗教育に対する認識とは何か、さらに③小松原は図書館にどのような役割を期待していたのか、の3点である。

2. 小松原英太郎文部大臣の通俗教育に対する政策

2.1. 通俗教育と社会教育

本章では小松原文相の通俗教育認識について検討を加えるが、その前に明治・大正期は「通俗教育」と「社会教育」という類似した用語が民間でも官庁でも使用されていた。この二つの用語について若干の整理をしたい。

最初に登場したのは「社会教育」のほうである[8)]。明治10年代には、民間で「社会教育」という言葉が使われるようになったことが確認される。福沢諭吉は1877年（明治10）に三田演説会で「人間社会教育」という言葉を使って学校外の教育をあらわしたが、これは「社会教育」の早い用例であった。

しかし文部省は「社会教育」という言葉を当初は採用せず、1886年（明治19）の文部省官制では「通俗教育」という言葉が初めて使用された。その後文部省は何度か官制を改正したが一貫して「通俗教育」が使用された。一方で民間では引き続き「社会教育」が使用されていた。山名次郎が『社会教育論』を出版したのは1892年（明治25）のことである。

ところが大正中期になると、「社会を直接の対象とした教育活動が必要となっており、「社会教育」という語を使用せざるをないような状況が現出」[9)] しだし、1921年（大正10）に文部省は「社会教育課」を設置し、「社会教育」を「通俗教育」に代わる公用語としたのである。

もっとも1921年（大正10）以前にも、「社会教育」の用語は民間だけではなく、政治家や官僚も非公式に使っていたようである[10)]。本稿で検討の俎上にあげる小松原自身も何度も「社会教育」の言葉を使用しており、通俗教育の同義語として日常的に使用していた。

2.2.　牧野伸顕文部大臣の「学生生徒ノ風紀振粛ニ関スル件」

1886 年（明治 19）に文部省は官制改革を行い、学務局第三課を設置してその職務分掌に通俗教育に関することを定めた。通俗教育は正式に文部省の管轄になったわけであるが、当初はさほど関心は払われなかった。

ところが明治中期から文部省は通俗教育に関心を示すようになる。その理由は日清戦争終結以降に社会問題となった「学生風紀問題」に求めることが出来る[11)]。当時は学生の堕落が社会問題になっており、1906 年（明治 39）1 月 7 日に成立した第 1 次西園寺公望内閣で喫緊に取り組まなければならない課題となっていた。

同年 3 月 27 日に文部大臣として初入閣した牧野伸顕は、わずか 2 ヶ月後の 6 月 9 日に文部省訓令第 1 号「学生生徒ノ風紀振粛ニ関スル件」を発する。牧野は晩年に回顧して、文相就任当初の重要課題を「義務教育の年限の延長、各種学校の増設、文化方面の施設、戦後の学生の指導、国際知識の涵養」[12)] としており、訓令は「戦後の学生の指導」に対応したものであった。晩年に著された牧野の伝記によると訓令は「当時大変評判がよかつた」[13)] という。以下に訓令の全文を引用して、内容を確認したい（傍線・波線引用者）[14)]。

> 学生生徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ確実ナル目的ヲ持シ刻苦精励他日ノ大成ヲ期スルニ在ルハ固ヨリ言ヲ俟タス殊ニ戦後（日露戦争―引用者注）ノ国家ハ将来ノ国民ニ期待スル所益々多ク今日ノ学生生徒タル者ハ其ノ責任一層ノ重キヲ加ヘタルヲ以テ各々学業ヲ励ミ一意専心其ノ目的ヲ完ウスルノ覚悟ナカルヘカラス
>
> 然ルニ近来青年女子ノ間ニ往々意気銷沈シ風紀頽廃セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現ニ修学中ノ者ニシテ或ハ小成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縦浮靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ恥チサル者ナキニアラス斯ノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ学校ノ規律漸ク弛緩セルノ致ス所ニシテ今ニ於テ厳ニ戒慎ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及フ所実ニ測リ知ルヘカラス
>
> 社会一部ノ風潮漸ク軽薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ対スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時発刊ノ文書図画ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描キ教育上有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノ尠シトセス故ニ学生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ムルモノハ之ヲ勧奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス厳ニ之ヲ禁遏スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス

最近の青年男女の風紀は弛緩しており乱れていると最初に指摘されている。その原因を訓令は「近時発刊ノ文書図画」に求めている。最近の書籍は「危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態」を描いたものが多く、「教育上有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノ」であると、訓令では厳しく断じている。したがって学生が閲読する図書は、内容をよく精査した上で「有益ト認ムルモノ」は読書を奨励し、有害なものは学校の内外を問わずに厳しく禁じなければならないとしている。

では牧野が想定していた「有害」な図書とは具体的にどのような内容のものであろうか。拙論でも以前指摘したが[15]、当時の新聞報道によれば「単に卑猥のことを記して淫風を煽するもの、不健全なる思想を以て厭世風俗の念を長ずるもの、驕奢安逸遊惰の悪風を媒するもの」[16]であるとしている。また大正期に活躍した評論家横山健堂によればこの訓令の目的は、①「危険思想（＝社会主義）の防遏」と、②「青年風紀の取締」であると指摘している[17]。

当然この訓令は図書館にも影響を及ぼすことになる。しかし牧野文相時代はこの訓令を発したのみであり、図書の統制のようなことは行われなかった。政府が図書館やそこに所蔵される書籍に対して干渉するようになるのは、牧野の後任の小松原英太郎文部大臣の時代を待たなければならない。

2.3. 小松原英太郎文部大臣の「社会教育」重視

牧野の後任の文部大臣は小松原英太郎である。小松原は第2次桂太郎内閣に文相として1908年（明治41）7月14日に入閣した。小松原は就任当初から通俗教育を重視していたようである。例えば、1909年（明治42）12月に刊行された『教育時論』第888号には小松原の全国巡視の目的を次のように報じている（傍線引用者）[18]。

> 教育の普及は社会と学校と家庭との連絡を完うするを得て、始めて之を期するを得べしとし。（中略）先づ現今において其の連絡たり媒介者たるものは、各地方教育家、青年団、及び農会、商業会議所、学校等社会実際家の間に存する団体なるに此等の団体が往々政治家の手先となり、政党の渦中に投じ、学校敷地の運動に醜聞を洩すが如きは、最も憂ふべき現象にして、これ等の団体をしてこの弊を去らしめんには、その眼を政治利益等より去らしめて、社会教育に向けしむるに如かずとなし。

教育の普及は、社会と学校と家庭との連絡を緊密にすることによって始めて達成されるが、それらの連絡媒介者となる存在が「政治的利益」にのみ汲々としているので、「社会教育」に眼を向けさせることが肝要であると小松原は考えていた。

小松原は教育普及に対する目下の急務は次の点にあると考えていた（傍線引用者）[19]。

> 教育普及に対する目下の急務は、社会教育普及の改善に在りとし、通俗講演会、教育幻灯会、巡回講話等を奨励し、一面学校との連絡を鼓吹しつゝありて、進んでは之を家庭に及ぼして其改善を図り、学校と相俟つて教育の普及を全うせんとの素志に外ならず、これ文相が各地における訓示的演説等によりても推知するを得べく、文部省の教育施政方針は、小松原現文相に至つて、著しく社会教育的傾向を帯び来れりといふ。

このように、小松原は文相就任当初から「社会教育」を重視する姿勢を強く打ち出していたが、その理由として「教育の普及」を挙げていた。

当時の教育上の問題として挙げられていたのが、前任の牧野文相よりの懸案事項であった学生風紀問題であった。小松原も学生風紀問題に関しては強い関心を示していた。地方視察

の際にもチェックをしていたようである（傍線引用者）[20]。

▲学生一般の状況　現社会学生間漸次に蔓延の兆を呈したる、所謂軟弱なる風習は比較的少きが如し、此の点に於ける監督は学校家庭共、頗る周到なる注意を払ひつゝあり、但し家庭に仕りては、多くの父兄は其の子弟が熱心に勉強せるを見て、其の何者を勉強せるかを問はざるより、若干は小説稗史を耽読せるものもあるべしと思惟せらる、要するに何れも佳良なる成蹟を挙げつつあるは、喜ぶ可き事なり云々。

この文章は、小松原が1908年（明治41）11月5日から12月7日の約1ヶ月に渡って山陽・九州地方一帯の学事を視察した所感を記録したものであるが、このように学生風紀問題には強い感心を示している。当時の為政者は、学生の風紀を乱すものとして小説を挙げていたが[21]、傍線で示しているように小松原も小説を問題視していた。

おそらく小松原が「教育の普及」を図っていたのも、学生風紀の乱れを沈静化する意図があったと考えられる。

1910年（明治43）2月、小松原文相は「図書館設立ニ関スル注意事項」（以下、「小松原訓令」と呼ぶ）を発する。これは1899年（明治32）11月11日に公布された「図書館令」（明治32年11月11日勅令第429号）を受けて定められたものである。筆者は以前に拙稿で「小松原訓令」を検討し、次のようにその性格を指摘したことがある[22]。

小松原訓令を発令した動機が書かれている。図書館令が公布施行され公立図書館の館数も増えてきているが、なかには不適当な図書館もあり、文部省として「大体ノ標準」を示すために発した、とある。そもそも図書館の施設は規模の大小を考えて設けられるべきものであるが、地方で多く開館しているのは通俗図書館または小学校に附設されている図書館である。これらの館は小学校教育と家庭教育に裨益することが大きいので、「健全有益ノ図書ヲ選択スルコト」が「最肝要」であると指摘されている。規模が大きく潤沢な資金がある図書館であればさまざまな書籍を揃える方がもちろん良いが、小規模の図書館では「有益ナル図書ノ蒐集」に最も力を注ぐべきであると述べている。

小学校教育と家庭教育を念頭に置いた蔵書構成にすることが、小規模な通俗図書館には必要であると主張しているわけだが、その背景には学生が「有害」な図書を読んで自殺をしたり非行に走ったりする事件が当時は社会問題となっており、その対応の一環であると考えられる。

図書館令が発されたことにより、施設も蔵書もさまざまな中小図書館が乱立する結果になってしまった。それを危惧した文部省は「小松原訓令」を発したと考えられる。「標準的な図書館像」を提示したわけである。ただ学生に読ませる図書に関しては、「有益ナル図書」を優先的に提供すべきであると、国民道徳涵養の観点から釘を刺すことを忘れてはいない。

小松原訓令が出された数ヶ月後、世情を震撼する大事件が発覚する。

2.4. 大逆事件への対応

1910年（明治43）5月、大逆事件が発覚した。幸徳秋水ら社会主義者が明治天皇暗殺を計画したということであるが、今日では一般的に幸徳は暗殺計画とは無関係であったとされている。

文部省は学生などを中心に社会主義が広まることを警戒し、小松原は事件直後の1910年（明治43）9月1日、北海道長官ならびに府県知事に宛てた内訓を発した[23)]。その内容は3点に集約できる。すなわち、①社会主義・共産主義はまだわが国に浸透していないが、手をこまねいていれば国民に浸透し不測の事態を招くことにもなりかねない、②そもそも国家が学校を興して国民に教育を施すことは、国家の目的に適応する国民を養成することにほかならない、③しかるに教育を受けた結果、国家を破壊する思想を遵奉する者を生んだことは、まったく教育の根本が誤っているといわざるを得ない、である。

内務省は緊急に各府県で社会主義者の調査を行った。その結果を次のように小松原は後年回顧している[24)]。

> 無教育の者よりは却て相応の教育を受けたる者多く、小学校教員若しくは雇教員中にも亦稀に之あるを見る。此他此の表中に入らざるも小学校教員中には或は我国民道徳と相容れざる倫理説を信奉し教育勅語の旨趣を如何に児童に授け居るや甚が疑はしき者も亦之れなきにあらず、又師範学校及中学校生徒中にも社会主義に心酔し、動もすれば之を鼓吹せんとする者もなきにあらず、恂に寒心に堪へざる所である。

当局が想定していたよりもはるかに社会主義が広まっていたことに、小松原としては然るべき対応をする必要があった。その対処策について、小松原は1911年（明治44）1月25日の第27回帝国議会衆議院予算委員会で、大逆事件に関する小川平吉議員の質問に次のように答弁している（傍線引用者）[25)]。

> 私ハ文教ノ重職ニ当ッテ居リマシテ、今回ノ事件ニ対シマシテハ一層恐懼ノ至リニ堪ヘヌノデアリマス、小川君ノ述ベラレマシタ通リ<u>国民ノ思想ノ健全ヲ保チ、之ヲ益々健全ニ涵養シ、健全ナル思想ヲ発達セシムルヤウニ致シテ行クコトニ付テハ、文部ノ責任最モ重大ナル関係ヲ有ッテ居ル</u>ノデアリマス、就キマシテハ本官就職以来、此点ニ付テハ最モ苦心ヲ致シマシテ、<u>今日学校生徒ノ状態ニ顧ミ、或ハ青年ノ状態又思想ノ向フトコロニ考ヘマシテ、之ヲ益々健全ニ養成シテ行カナケレバナラヌト云フ必要ハ深ク感ジ</u>マスルトコロデゴザイマシテ、此点ニ付テハ及バズナガラ少々苦心ヲ致シテ、多少此点ニ付テ改良施設ヲ致シタ点モアルノデゴザイマス

小松原は国民思想の健全な発達が、大逆事件のような事件を防止する手段であると述べている。その対象となる年齢層は学校に通う生徒や青年層であるとの見解を示している。これは社会主義思想が若年層に浸透している調査を受けての表明であろうが、大逆事件発覚以前

から小松原が取り組んでいる学生風紀問題と連続していると捉えていたようだ。

小松原は学生・青年が「危険思想」に染まらないようにするためには、①国民道徳涵養、②社会教育重視、③健全な文学の奨励などの施策を実行に移す考えを表明しているが、当時の義務教育は尋常小学校 6 年間のみであり、学校教育だけでは不十分であると認識していた（傍線引用者）[26]。

> 此国民ノ思想ヲ健全ニ致シテ参ルコトニ就キマシテハ、独リ学校教育ノ力ノミヲ以テ其目的ヲ達スルト云フコトハ困難デアル次第デ、或ハ社会教育ニモ関係ヲ来スコトデアリマスシ、学校ト社会ト家庭ト相俟ッテ、凡ソ其方針ヲ一ニシテ、子弟ノタメニ完全ナル教育ヲ与ヘ、健全ナル思想ヲ養成発達セシムルコトニ力ヲ盡シマシテ、始メテ其効果ヲ見ルコトガ出来ルデアラウト考ヘル次第デゴザイマス

学校教育だけではなく、社会教育の振興、そして学校・社会・家庭三者の緊密な連携の上で学生・青年に国民道徳を教育しなければ効果は発揮できないとしている。この見解は大逆事件以前から小松原が唱えていた教育論と寸分違わぬものであり（一例として注 18 参照）、事件によって大きく方針を変えたものではなかった。「健全な文学の奨励」も注 20 や小松原訓令で表明されているように、大逆事件以前からのものであり、いわば小松原の持論であった。

さらに小松原は、上記 3 点を実行に移すためには次のようなことが必要であるとの考えを表明している（傍線引用者）[27]。

> 文学ノ改良通俗教育上ニ於ケル施設、若クハ一般青年ニ対スルトコロノ補習教育、是等ニ就キマシテハイロイロ施設経営致シテ往カンケレバナラヌコトガアラウト考ヘマシテ、今回ノ提出致シマシタ予算ニモ、多少ハ是等ニ関係致シマシタ廉ニ就キマシテ、経費ヲ要求致シテゴザイマス（後略）

小松原は教育を行うための施設が必要であるとの認識を示している。特に傍線を付した箇所に明らかなように学校に在籍している学生ではなく、社会人である「一般青年」のための「補習教育」施設が必要であるというのである。もう一点は文学改良のための施設と述べている。

これらの施設はどういった形で小松原は実現するのであろうか。次章で詳しくみていきたい。

3．通俗教育調査委員会の創設

3.1．学生・青年層の思想風紀の「改善」

小松原文相は 1911 年（明治 44）4 月 22 日、地方長官に対して訓示を発した。『帝国教育』第 347 号に掲載された訓示の内容は、①国民道徳に関する件、②教育の選任待遇及補充に関する件[28]、③中学校に関する件、④実業教育に関する件、⑤文芸及通俗教育に関する件の 5

件である[29]。⑤は文芸と通俗教育に関するものであり、図書館に関係してくるのはこの第5項目だと思われるので、全文を以下に引用する（傍線引用者）[30]。

一、文芸及通俗教育に関する件
凡そ広く社会に行はるゝ読物、及通俗講演の類が、国民の思想風紀に及ぼす影響の大なるは、言を須たざる所なるが故に、政府は一面に健全なる文芸を奨励し、一面通俗教育の普及発達を図るの必要を認めたるを以て、本省（文部省―引用者注）に於て、特に文芸及通俗教育調査委員会を設けて、之が実行に着手せんとす。而して文芸に就ては、或は審査授賞の方法に依り、或は読物を著作し、以て一般文芸の改良を図らんとす。又通俗教育に就きては、種々着手すべきの方法あるべしと雖も目下考究中に属するが故に、今之を具体的に、各位に謀ることを得ざれども、先づ各地方に於て、一般に実施して、最適切なる方法は、通俗講話に依るに、若くものなかるべきを以て、各府県教育会、若くは諸学校と連絡を取り、之が活動を図らんことを期す、故に各位に於て、予め此の旨趣を了せられ、実行に着手の上は、之に関する教育会等の事業を、十分に奨励せられんことを望む。

社会に広く頒布される読み物や通俗的な講演が国民の思想風紀に多大な影響を及ぼすので、政府としては「健全なる文芸」と「通俗教育の普及発達」を図ることが肝要であると最初に指摘している。前者について文芸作品を審査し、また「模範的な作品」に対しては賞を与えるなどして「一般文芸の改良」を図り、後者についての具体的な施策は検討中であると述べている。

小松原の思想風紀改善は、主に10代後半から20代前半にかけての学生・青年層が対象であったと考えられる。4月22日と同様の訓示は高等学校長会議においても発言している（傍線引用者）[31]。

修身教育を授くるに当り、生徒の読物に対し、注意すること亦頗る重要なることに属す、賢哲の伝記、言行録、史談等の類にして、生徒をして感奮興起せしめ、訓育上有益と認むべきもの少なからず、故に図書館等に於ては、力めて斯かる修養上有益なる図書を蒐集すると共に、閲覧に充分の便宜を与へ、設備を整へ、可及的多数の生徒を、図書館に誘致するの方法を講ぜらるべし、次に学校以外に於て、不健全の文書を耽読し、終に其の害を被るもの少なからず、邦文の書物に関しては、相当の取締ありといふを得べきも、外国文を以てせるもの、取締に至りては、猶未だ遺憾なきを得ず、此等の点に就きては、特に十分の注意あらんことを望む。

当時の高等学校は今日の中等教育機関ではなく、大学1、2学年に相当する高等教育機関であった。その卒業生のほとんどは帝国大学に進学したのである。したがって日本という国家を将来主導する立場になる学生たちであった。そのため、学生が読むべき書物には十分な注意を払い、図書館には「賢哲の伝記、言行録、史談等の類」などの「訓育上有益と認むべき

もの」を収集して、「閲覧に充分の便宜を与へ、設備を整へ、可及的多数の生徒を、図書館に誘致するの方法」を考えなければならないと述べている。ここに図書館を利用して「悪なる思想」に学生が染まらないようにしなければならないと、小松原は考えていたことがわかる。

ほぼ同様の訓示を 4 月 19 日には医学専門学校長会議、翌 20 日には高等実業専門学校長会議で発言している。高等学校長会議と異なる点は「寄宿舎、下宿等に於て、不健全なる小説等を耽読し、為に思想其害を被る者少からず」[32] との文言だけである。医学専門学校や高等実業専門学校の学生の中には、「不健全なる小説」を耽読する者が多かったのであろう。「不健全なる小説」とは社会主義思想などを内容に盛り込んだ文学作品ではなく、おそらく恋愛や厭世観を漂わせた小説ではないかと推測される[33]。

このように小松原は青年層以外には通俗教育奨励などの発言を行っておらず、あくまで若者だけを対象とした施策であったことが分かる。また社会主義などの「危険思想」からの対抗措置が、学校図書館などを通して「賢哲の伝記、言行録、史談等の類」を学生に読ませるという消極的な措置であった。これが高等教育を受ける学生に果たして有効な方策であったのか疑問である。

3.2.　通俗教育調査委員会の設置

1911 年（明治 44）5 月 16 日、文学作品の「改良」を目指して政府は文芸委員会を設置し、「文芸委員会官制」（明治 44 年 5 月 16 日勅令第 164 号）を公布・施行した[34]。

その翌 17 日、政府は「通俗教育調査委員会官制」（明治 44 年 5 月 17 日勅令第 165 号）を施行・公布した。こちらの方が図書館と関係してくる法令である。

第一条　通俗教育調査委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ通俗教育ニ開スル事項ヲ調査審議ス

第二条　通俗教育調査委員会ハ文部大臣ノ命ニ依リ通俗教育ニ関スル講演又ハ材料ノ蒐集及製作ヲ為ス

第三条　通俗教育調査委員会ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条　委員長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五条　委員ノ任期ハ三年トス

第六条　委員長ハ会務ヲ整理シ会議ノ議長ト為ル

委員長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス

第七条　通俗教育調査委員会ニ幹事ヲ置キ文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条　通俗教育調査委員会ニ書記ヲ置キ文部省判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

さらに26名の通俗教育調査委員が任命された[35]。委員長は官制の規定により文部次官岡田良平が就任し、幹事が文部省普通学務局長田所美治、委員は東京高等工業学校長手島精一、貴族院議員千頭清臣、東京帝国大学理科大学教授理学博士田中館愛橘、東京帝国大学農科大学教授農学博士横井時敬、第一高等学校長農学博士・法学博士新渡戸稲造、内務省神社局長法学博士井上友一、東京美術学校長正木直彦、東京高等師範学校長小泉又一、東京府学務局長浜野虎吉、東京音楽学校長湯原元一、東京高等師範学校教授山崎直方、文部省重田定一（国史学者）、衆議院議員三土忠造、帝国教育会主事湯本武比古、貴族院議員法学博士桑田熊蔵、衆議院議員荒川五郎、博文館記者巌谷季雄（小波）、中央新聞記者原田豊次郎、時事新報記者小山完吾、やまと新聞記者高木信威、博文館記者坪谷善四郎（水哉）、郵便報知新聞記者上島長久、国民新聞記者草野門平、東京日日新聞記者相島勘次郎、読売新聞記者笹川潔、東京朝日新聞記者杉村広太郎（楚人冠）が任命された[36]。

26名の委員のうち、10名が雑誌・新聞の記者でありマスコミ関係者の比率が多いことが特徴的である。これはかなり異例なことで、社会教育を専攻する教育学者倉内史郎は次のように指摘している[37]。

> 通俗教育調査委員会のおこなおうとする事業が新聞界とふかいかかわりをもつものであることを、政府当局者がかなりはっきり意識していたことはあきらかである。それは、世論の指導者、世論の形成者としての新聞の機能にたいする、当局者の評価あるいは配慮にもとづくものであったろう。

政府はマスコミを抱き込もうとする意図があったようである。事実、この委員会の役割は『教育時論』第938号に掲載された記事によると、次のようなものであった（傍線引用者）[38]。

> ●通俗教育調査官制　文部省に於ける通俗教育奨励に関する官制は近々文芸院の官制と共に発表せられ、引続き委員の任命を見る筈なるが、同委員は文部省局員及び視学官を中心とし、尚学校側よりも若干名を選抜し、経費は文芸院の予算二万円中より支弁し差当り（一）通俗講話材料の調査及選定（二）幻燈及び活動写真の材料を選定し之を府県、府県教育会に供給し費用の許す限り、或はヒルム等迄も地方教育会等に供給せんとするの計画あり<u>（三）尚通俗的読物の積極的奨励も極めて重要なるを以て、文芸奨励と連絡して適当なる通俗的読物をも編纂すべき方針なり</u>と云ふ。

図書館に一番関係が深いのは、第3項目である。「有益健全」な「通俗的読物」を国民（学生や青年層）に勧めるだけではなく、政府自らが「適当なる通俗読物」を編纂して刊行する方針であったことが窺える。

また、通俗教育調査委員会の活動は次のようにも報じられている（傍線引用者）[39]。

> ▲通俗教育会事業　同調査会の事業も亦同前にて、其方針は委員会開催の上決定すべきも、文部省の考案は（一）固有の方面（二）新しき方面の二に分ち（一）に於ては講談

の如きも、学校教育以外に健全なる国民性の養成に、（中略）（二）に於ては進歩せる海外の例に則り、巡回文庫を作り、或は巡回教師を派遣し、又は歴史物を活動写真に仕組み、郡教育会又は青年会の手を経て、一般に観覧せしむる等種々なる方法あり、独逸に於ては通俗教育拡張会を中心とし、又仏国及北米は教育博物館を中心として、此方面に活動しつゝあれば、是等に学ぶの意あらん、

「新しき方面」の活動として巡回文庫活動が挙げられており、注目すべきはドイツやフランス、アメリカ合衆国の事例を参考にすべきであると指摘している。国民道徳を醸成する手段として巡回文庫が挙げられているが、そのルーツは欧米先進国の図書館活動に求められているのである。

しかしながらこういった通俗教育調査委員会の役割について、委員を選出している新聞社も含めて多くが批判的なものが多かったようだ[40]。

第1回通俗教育調査委員会を前にして、5月23日に小松原文相は文部省に調査委員を招待して、通俗教育調査委員招待会を開催した。その席の挨拶で小松原は、学校教育と比較すると通俗教育の整備はだいぶ遅れているが、「一般国民の為めに通俗教育上適切なる方法を攻究し、学校教育と相待つて健全なる思想を涵養すべき施設」[41] をこれからつくっていかなければならないと力説している。具体的な施設としては通俗博物館、通俗図書館、巡回文庫などを挙げており、これらは通俗教育が発達している欧米に範を求めるべきであると述べている[42]。

欧米諸国に於ける社会教育の実況を見るに、英米両国は勿論、独、仏、墺等欧洲大陸に於ても盛んに、其施設に力を致し普及発達の隆運真に羨望に堪へざるものなきにあらず

小松原文相自らが述べているように、通俗図書館や巡回文庫は欧米諸国のものをわが国に導入したのである。

6月2日に第1回委員会が文部省内修文館楼上で開催された。出席者は19名で、図書館関係では、「手島（精一―引用者注）氏より中央地方図書館の有無相通ずるを計る事、（中略）坪谷（善四郎―引用者注）氏より図書館員養成に就て、（中略）湯原（元一―引用者注）氏より読物選択に就て」などが討議された[43]。図書館員の養成について討議されている点に注目したい。通俗教育振興が図られているので、図書館員養成にも注目が集まり始めたことが分かる。

この第1回委員会で「通俗教育調査委員及ヒ施設ニ関スル件」が審議のうえ可決された。これは委員会の「施政方針」ともいえる重要文書である。その第6・7条で通俗図書館についてふれている[44]。

六、通俗教育上有益なる読物を選択して広く図書館等に通知すること、
　通俗教育上必要なる読物を編纂すること
　通俗教育上必要なる読物を懸賞募集すること
七、通俗図書館及巡回文庫其他各種展覧事業等の普及改善を図ること

図書列品の選択購入等に関しては成るべく便利を与ふること

「有益なる読物」の選択･提供、巡回文庫等を活用し町村内の隅ずみまで図書館とは無縁な地域をなくそうとの文部省の意思がみられるものとなっている。引用はしていないが第8項目には、通俗教育施設はアメリカを手本としていたことが記されていた。

3.3. 通俗図書認定制度

1911年（明治44）7月、通俗教育調査委員会は「通俗教育調査委員及ヒ施設ニ関スル件」に対応するために「委員会部会規則」を定め、次の3つの部会が設けられた[45]。

第一部　読物の選定編纂懸賞募集並通俗図書館巡回文庫展覧会事業等を担当。
第二部　幻燈の映画並活動写真の「フィルム」の選択、調製、説明書の編纂等を担当。
第三部　講演会に関する事項並講演資料の編纂及び他部に属せざる事項を担当。

通俗図書館・巡回文庫担当は第一部所属と決した。調査委員会はこれらの方針に従って、いよいよ本格的に活動を始める。10月に「通俗教育調査委員会通俗図書審査規程」（明治44年10月10日文部省告示第237号）を制定し、通俗図書推薦制度も始動する。その第2条に「図書ノ著作者又ハ発行者ハ其ノ著作又ハ発行ニ係ル図書ノ認定ヲ通俗教育調査委員会ニ請フコトヲ得」とあるように、著作者や発行者からの申請によって審査をし、「通俗図書」と認定する仕組みである[46]。認定された図書は『官報』で告示された。永末十四雄は「官制的な図書推薦制度に他ならない。認定された図書が教訓・教育・歴史伝記・文学等に関するものであったのは、その制定目的からすれば当然の結果ではあるが、時代の文化的潮流から乖離し、知的欲求を一定の方向に統制するもの」[47]と通俗図書認定制度を評している。永末が「時代の文化的潮流」を表している図書とは具体的になにを指しているのかは分からないが、問題なのはこの永末の指摘は認定された「通俗図書」の内訳を示すことなく結論を下している点である。

第1回の「通俗図書」と認定された書籍は、12月20日付『官報』第8553号で公表された[48]。その内訳を次の表に示す。

青少年向けの書籍が多く「通俗図書」と認定されていることがわかる。永末は青年の思想を統制する図書が多く選書されていると指摘していたが、教育勅語の解説書は1冊（『教育勅語道話』）だけであり、道徳･教訓書は多く選書されているが儒教をベースにした教養書が多く、国家主義や軍国主義を強く打ち出した書籍は見当たらない。

通俗図書の中には農業の実用書（『農芸叢書　作物の話』･『農芸叢書　果物の話』など）や公衆衛生を説いたもの（『新編家庭衛生』･下田歌子『女子の衛生』など）、手紙などの模範文例集（『手紙自由自在』･『活例名家書簡』など）やお伽話（巌谷小波『小波お伽話』・木村定次郎『お伽テーブル』・巌谷小波『世界お伽文庫』）、また外国史も含む平易な歴史書（『日本歴史譚』･『世界歴史譚』･『少年日本歴史』･『少年世界読本』など）も選書されており、多様な種類の書籍が選ばれている。

表　第１回通俗教育調査委員会認定「通俗図書」

図書名	著作者	発行年	図書名	著作者	発行年
家庭お伽噺	吉岡郷甫外二名	明治42	世界漫遊案内	坪谷善四郎	明治43
家庭お伽噺文庫	吉岡郷甫外一名	44	少年世界讀本	巌谷小波	44
奮闘美談ろびんそんくるそー	學叢餘談社	44	少年日本歴史	巌谷小波外一名	44
六大先哲	帝國教育會	42	物理學叢話	鶴田賢次	41
ラスキン氏讀書論	小林一郎	42	少年工藝文庫	石井研堂	44
暁靄集	東亜協會文藝部	42	家庭衛生訓	千葉勝景外一名	39
少年鑑	亘理章三郎	42	新編家庭衛生	石原喜久太郎	41
日本教育の將来	金子堅太郎	40	自治要義	井上友一	44
倫理と教育	井上哲次郎	44	現代商業文指針	中川靜	40
倫理研究	東亜協會	43	少年百科事彙	木村小舟外一名	43
瓜生岩子	奥寺龍溪	44	保險通論	奥村英夫	43
教育勅語道話	神谷初之助他外一名	44	新選農學入門	稲垣乙丙	44
農業道徳	森恆太郎	44	此一戰	水野廣徳	44
肉彈	櫻井忠溫	44	青年修養	嘉納治五郎	44
實業要訓	澁澤榮一	44	教育寓話我子の悪徳	大村仁太郎	44
國文學史十講	芳賀矢一	43	同我子の美徳	同	44
日用理化叢書空氣と呼吸	歸山信順	36	農業と産業組合	松崎藏之助	43
同無線電信	同	41	寶踐商事要項	阪本陶一	42
農藝叢書作物の話	横井時敬	42	斯民講壇第一編修養の燭光	報徳會	44
同　穀類の話	同	同	同　忠孝節義	報徳會	44
同　蔬菜の話	同	44	家庭の模範	木田増次郎外一名	35
同　果物の話	同	36	現代美談善行大鑑	島内登志衛	43
同　工藝作物の話	同	37	袖珍元祿快學錄	福本誠	44
自然に於ける退化	石川千代松	41	殘花一輪	市川禪海	44
女子の衛生	下田歌子	39	ネルソンとナポレオン	石原忠俊外一名	44
言文一致法制大意	富山房	44	手紙自由自在	桑田春風	44
博物叢書植物の感覚	三好學	36	活例名家書簡	同	44
同　植物社會	同	36	古今名媛書簡	同	44
同　動物社會	石川千代松	37	健全なる詩歌	高橋龍雄	43
同　動物の共棲	三好學	36	國民讀本	大隈重信	43
熊	八田三郎	44	菊の下水	吉岡郷甫外一名	44
世界山水圖說	志賀重昂	44	女子の修養	下田次郎	44
常識百話	遠藤隆吉	44	母と子	原胤昭	44
生活の趣味	同	44	謠曲評釋	大和田建樹	44
國民性十論	芳賀矢一	44	古文眞寶新釋	久保天隨	43
經濟一夕話	持地六三郎	44	小公子	若松賤子	44
衛生一夕話	橋本善四郎	44	少年文學	幸田露伴外數名	44
イソップの話	西村醉夢	36	少年史譚日本武士	福田琴月	43
梅王、松王、櫻丸	正宗白鳥	36	少年讀本	福地櫻痴外數名	43
神代のはなし	河村幸三郎	36	小波お伽百話	巌谷小波	44
月雪花	芳賀矢一	44	改訂袖珍日本昔噺	同	43
國文学歴代選	同	43	お伽テーブル	木村定次郎	44
訂正増補人生地理學	牧口常三郎	43	お伽七草	巌谷小波	43
工人寶典	小林豐造	43	世界お伽文庫	同	43
歸雁の蘆	新渡戸稲造	44	世界お伽噺	同	44
高教遺訓	石川榮司	42	新撰日本外史	小中村義象外一名	44
正氣涵養愛吟愛誦	市川鹽泉	42	地方經營小鑑	内務省地方局	44
學校課程教訓道話	高木武	44	地方行政史料小鑑	同	同
歴史叢話	箕作元八	40	欧米救濟小鑑	同	同
日本歴史譚	大和田建樹	44	欧米自治救濟小鑑	同	同
少年日本歴史讀本	萩野由之	44	化學者の夢	久原躬弦	43
世界歴史譚	高山林次郎外数名	44	日本神話物語	高木敏雄	44

ただ当時青年に流行していた尾崎紅葉をはじめとする硯友社系の小説はもとより、文学作品がほとんど認定されていないことが特徴的である。第1回認定図書のうちで文学作品は、『奮闘美談　ろびんそんくるそー』・桜井忠温『肉弾』・水野広徳『此一戦』・若松賤子訳『小公子』などであった。夏目漱石や森鴎外などの作品も認定されていない。

5．おわりに

紙幅も尽きてきたので、「はじめに」で設定した課題について答えよう。①通俗教育振興は、日清戦争後から始まった学生風紀問題解決のために開始された、②通俗教育に対する小松原文相の認識は、大逆事件以前以後も一貫して学生の風紀改善が主目的であった、③小松原は通俗図書館に風紀改善の役割を期待していたと考えられる。ただそれは学生などの若年層だけであり、成人に対しては特に明確な役割は考えていなかったようである。

佐野誠によると復古主義を基調とした国民道徳涵養を小松原は重視していたが、通俗教育調査委員会の委員からは「復古主義的」との批判がありそれは覆されたという[49)]。本稿で委員会により認定された第1回通俗図書の内容を検討しても、復古主義的な国民道徳涵養との意志は感じられず、また坪谷水哉、巌谷小波、井上友一、横井時敬、新渡戸稲造など委員の著作も多く「認定」されていた。結局、どういった思想を国民に「教化」したいのか不明瞭になってしまっている。

そもそも図書館情報学の視点から通俗教育調査委員会を分析した論考は非常に少ない[50)]。研究の進展が期待される。

註

1）　新藤透①「図書館令渙発以前の法令等からみる明治政府の図書館観」『図書館綜合研究』第21号，図書館綜合研究会，2021.8. 同②「明治後期の図書館関係法令からみる政府の図書館観：帝国図書館官制・図書館令・小松原訓令を中心に」『日欧比較文化研究』第26号，日欧比較文化研究会，2022.10.

2）　①国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第7巻社会教育Ⅰ，教育研究振興会，1974.p.485. ②佐野誠『戦前の社会教育論と補習教育：個人の自由か社会規範か』ブイツーソリューション，2014.pp.24-29.

3）　松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会，2004.pp.151-152.

4）　小川利夫「諮問第八号　通俗教育ニ関スル件」海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会，1960.pp.859-860.

5）　前掲2）①国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第7巻社会教育Ⅰ，p.421.

6）　前掲2）②佐野誠『戦前の社会教育論と補習教育：個人の自由か社会規範か』p.68.

7）　前掲2）②佐野誠『戦前の社会教育論と補習教育：個人の自由か社会規範か』p.68.

8）　以下、「通俗教育」と「社会教育」については、鈴木眞理，松岡廣路編著『社会教育の基礎』学文社，2006.pp.131-137. に依拠した。

9）　前掲8）鈴木眞理，松岡廣路編著『社会教育の基礎』p.135.

10）　前掲8）鈴木眞理，松岡廣路編著『社会教育の基礎』には「井上友一などの内務官僚がそれ以

前に使用しており、文部官僚でも使用する者もいた」（p.135）と記されている。

11）　新藤透「明治・大正期に於ける学生風紀問題と「選書論」」『日欧比較文化研究』第 18 号，日欧比較文化研究会，2014.10.

12）　牧野伸顕『回顧録』Ⅱ，文藝春秋社，1948.p.204.

13）　下園佐吉『牧野伸顕伯』人文閣，1940.p.124.

14）「学生生徒ノ風紀振粛ニ関スル件」『学制百年史　資料編』https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317975.htm　2022.5.30 閲覧。

15）　前掲（11）新藤透「明治・大正期に於ける学生風紀問題と「選書」論」p.60.

16）「文部大臣の訓令」「萬朝報」1906 年 6 月 11 日付，「萬朝報」刊行会編『萬朝報』55，日本図書センター，1986.

17）　横山健堂『文部大臣を中心として評論せる日本教育之変遷』中興館，1914.pp.315-316.

18）「文相巡視の目的」『教育時論』第 888 号，開発社，1909.12.p.36.

19）　前掲 18）「文相巡視の目的」p.36.

20）「文相の視察談」『教育時論』第 888 号，開発社，1909.12.p.36.

21）　前掲 11）新藤透「明治・大正期に於ける学生風紀問題と「選書論」」

22）　前掲 1）新藤透②「明治後期の図書館関係法令からみる明治政府の図書館観：帝国図書館官制・図書館令・小松原訓令を中心に」p.78.

23）　宮地正人『日露戦後政治史の研究：帝国主義形成期の都市と農村』東京大学出版会，1973.p.49.

24）『小松原英太郎君事略』木下憲，1924.p.111.

25）「帝国議会会議録検索システム　第 27 回帝国議会衆議院予算委員会第 5 号　明治 44 年 1 月 25 日」pp.45-46. https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=002713541X00519110125&page=5&spkNum=10&current=888　2022.4.24 閲覧

26）　前掲 25）「帝国議会会議録検索システム　第 27 回帝国議会衆議院予算委員会第 5 号　明治 44 年 1 月 25 日」p.46.

27）　前掲 25）「帝国議会会議録検索システム　第 27 回帝国議会衆議院予算委員会第 5 号　明治 44 年 1 月 25 日」p.46.

28）『教育時論』第 938 号では「教員の選任待遇」とある。こちらの方が正確に記録してあるか（「時事彙報　小松原文相の地方長官会議訓示」『教育時論』第 938 号，開発社，1911.5.p.32.）。

29）「小松原文部大臣訓示一束　地方長官に訓示の要領（四月二十二日）」『帝国教育』第 347 号，帝国教育会，1911.6.pp.93-95.

30）　前掲 29）「小松原文部大臣訓示一束　地方長官に訓示の要領（四月二十二日）」p.95.

31）「小松原文部大臣訓示一束　高等学校長会議に於ける訓示要綱」『帝国教育』第 347 号，帝国教育会，1911.6.p.95.

32）「医学専門学校長会議に於ける訓示要領（四月十九日）」『帝国教育』第 347 号，帝国教育会，1911.6.p.96.

33）　前掲 11）新藤透「明治・大正期に於ける学生風紀問題と「選書論」」

34）　文芸委員会に関しては、和田利夫『明治文芸院始末記』（筑摩書房，1989）に詳しい。

35）『官報』第 8369 号，印刷局，1911.5.18.p.447.

36）　各委員の肩書は、倉内史郎『明治末期社会教育観の研究：通俗教育調査委員会成立期』（野間教育研究所，野間教育研究所紀要第 20 集，1961.pp51-52）を参照した。

37）　前掲 36）倉内史郎『明治末期社会教育観の研究：通俗教育調査委員会成立期』p.53.

38）「時事彙報　通俗教育調査官制」『教育時論』第 938 号，開発社，1911.5.p.34.

39）「時事彙報　●文芸通俗両委員会」『教育時論』第 937 号，開発社，1911.4.p.34.

40）　前掲 36）倉内史郎『明治末期社会教育観の研究：通俗教育調査委員会成立期』pp.55-62.
41）「時事彙報　●通俗教育委員招待」『教育時論』第 941 号，開発社，1911.6.p.28.
42）　前掲 41）「時事彙報　●通俗教育委員招待」p.28.
43）「時事彙報　●通俗教育委員会」『教育時論』第 942 号，開発社，1911.6.p.26.
44）　前掲 43）「時事彙報　●通俗教育委員会」p.26.
45）　前掲 2）①国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第 7 巻社会教育Ⅰ，pp.493-494.
46）　文部省編『明治以降教育制度発達史』再刊，第 6 巻，龍吟社，1997.p.214.
47）　永末十四雄『日本公共図書館の形成』日本図書館協会，1984.p.107.
48）『官報』第 8553 号，印刷局，1911.12.22.pp.552-554.
49）　前掲 2）②佐野誠『戦前の社会教育論と補習教育』pp.24-29.
50）　近年発表された須永和之「久留島武彦と図書館」（『図書館学』120 号，西日本図書館学会，2022.3）で、通俗教育調査委員であった杉村広太郎（楚人冠）について詳細に検討されている。

【謝辞】
・表作成は國學院大學文学部日本文学科 3 年川又理奈さんに協力していただいた。
・本研究は、令和 2 年度～令和 5 年度日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）「近代日本の国民国家形成期における図書館の役割（課題番号 JP 20K12561）」の助成を受けたものである。